

2014年5月7日

農林水産省・経済産業省（パブリックコメント）、
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全担当）、
消費者庁長官、消費者委員会委員長 宛に提出

「商品先物取引法施行規則」及び
「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」改正案に関する意見

東京消費者団体連絡センター

代表委員

NPO 法人東京都地域婦人団体連盟	谷茂岡正子
主婦連合会	河村真紀子
東京都地域消費者団体連絡会	内藤 裕子
新日本婦人の会東京都本部	根本かおる
東京都生活協同組合連合会	竹内 誠
大田区消費者団体連絡協議会	遠島久美子
多摩のくらしを考えるコンシューマーズネットワーク	五十嵐ちづ子
事務局長	矢野 洋子

意見：商品先物取引の不招請勧誘禁止規制を大幅に緩和する改正案に強く反対します。

理由：

●改正案は以下の点で問題があり、消費者被害を拡大する恐れから、消費者保護の観点から著しく損なう対応です。

(1) 商品先物取引は、消費者保護の観点から不招請勧誘が禁止規制される取引です。

貴金属や穀物などを対象とした商品先物取引は、投機性が強く専門的知識も求められるハイリスク・ハイリターンな取引です。商品先物取引業者による長年にわたる深刻な消費者被害に対応するため、国会における慎重な審議を経て、商品先物取引法改正により再勧誘禁止規定が導入され（2005年施行）、2009年には取引を望まない消費者を電話や訪問で勧誘することを禁じる不招請勧誘の禁止規定が導入されました（2011年施行）。一連の規制以降、商品先物取引に関する消費生活相談件数は激減しており、禁止規定が有効に機能しています（2005年2,972件→2013年190件：第155回消費者委員会・消費者庁提出資料より）。なお、同消費者委員会資料では、販売購入形態は依然として不招請勧誘の「電話勧誘販売」や「訪問販売」が相談割合の7割を占めていることに留意しておかねばなりません。

(2) 今回の改正案である「熟慮期間等を設定した契約の勧誘」は、年金生活者を除く70歳未満の顧客には7日間の熟慮期間後に取引できるとしていますが、ハイリスク・ハイリターンな取引に不慣れな一般消費者の保護に熟慮期間の設定はほとんど機能しません。実効性のない改正案は、70歳未満の消費者に電話や訪問で勧誘する招請勧誘に実質的に道を開くことになり、消費者被害が再度拡大する恐れがあります。

「海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律」(1983年施行)において14日間の熟慮期間が設けられていたものの、その設定を活用して被害救済された例はほとんどなかったと消費者委員会の意見書(2014年4月8日)に指摘があり、熟慮期間の設定が消費者保護につながるとは到底考えられません。

また、商品先物取引に関する消費生活相談件数のうち70歳未満が半数以上を占めています(同消費者委員会意見書添付資料より)。

実効性に乏しい熟慮期間の設定による契約の勧誘は、不招請勧誘解禁につながり、再び消費者被害を拡大させる恐れがあります。

(3) 今回の改正案は、施行規則で上位の法律の規制を実質的に骨抜きにしてしまう内容であり、範たる国家行政として、かつ公正な市場育成し、消費者保護を図る監督官庁として極めて不適切な対応です。

商品先物取引法及び同法の政令により不招請勧誘禁止の対象で除外されているのは「委託者等の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのない行為」に限定されています。

今回の改正案である7日間の熟慮期間が設定された70歳未満の顧客に契約勧誘が出来ることは、この規定が実効性が無く不招請勧誘規制解禁につながることから、消費者被害を拡大法及び政令で規定した適用除外範囲である「委託者等の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのない行為」の対象とはなりえず、施行規則で上位の法律の規制を緩和していくものであり、法律の趣旨を骨抜きにするものと言えます。

施行規則の改正ゆえに国会で審議・可決する必要もなく、省令対応で上位の法律の趣旨を骨抜きにすることに通じる対応を範たる国家行政が取るべきではなく、また消費者保護を図る監督官庁がなすべきものではないことを強く訴えます。

以上